

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

外国籍等高齢者福祉給付金に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

外国籍等高齢者福祉給付金の今後について

2 質問の要旨

1. 外国籍等高齢者福祉給付金の外国籍「等」の「等」とは何か。
2. 外国籍等の受給する方々の国別の人数は何か。
3. 本事業の目的は何か。どのような効果が鎌倉市にとってあるのか。
4. 年齢は何歳以上でどのような条件において給付されるのか。
5. 月額 20000 円を年 2 回給付したということは、年間計いくらか。
つまり、年間で 40000 円ということか。
6. 在留資格による制限は存在するのか。
7. いつ設けられた制度であるのか。今後、永続して行う事業なのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：決算等の認定等の可否等の為、可及的速やかな答弁を求める。）